

事業用大規模建築物減量計画書等の記入の手引

～事業用大規模建築物の所有者の皆様へ～

目次

1 事務の流れ

→ 2ページへ

2 事業用大規模建築物とは？

→ 3ページへ

3 提出が必要な書類・提出方法や届出先

→ 4ページへ

4 減量計画書の作成方法について

→ 5ページ～9ページへ

5 ごみ発生量の把握方法や発生抑制の取組事例

→ 10ページ～12ページへ

6 廃棄物管理責任者の定義、選任届・変更届について

→ 12ページ～13ページ

7 立入調査・改善勧告・公表・受入れ拒否について

→ 14ページ

8 廃棄物の分類について

→ 15ページ～16ページ

9 関係法令等について

→ 17ページ～22ページ

本手引では、法令等の名称を略表記しています。正式名称は次のとおりです。

「廃棄物処理法」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物処理法施行令」 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

「条例」 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

「規則」 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

「要綱」 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定める事業者報告書制度及び改善勧告等に関する要綱

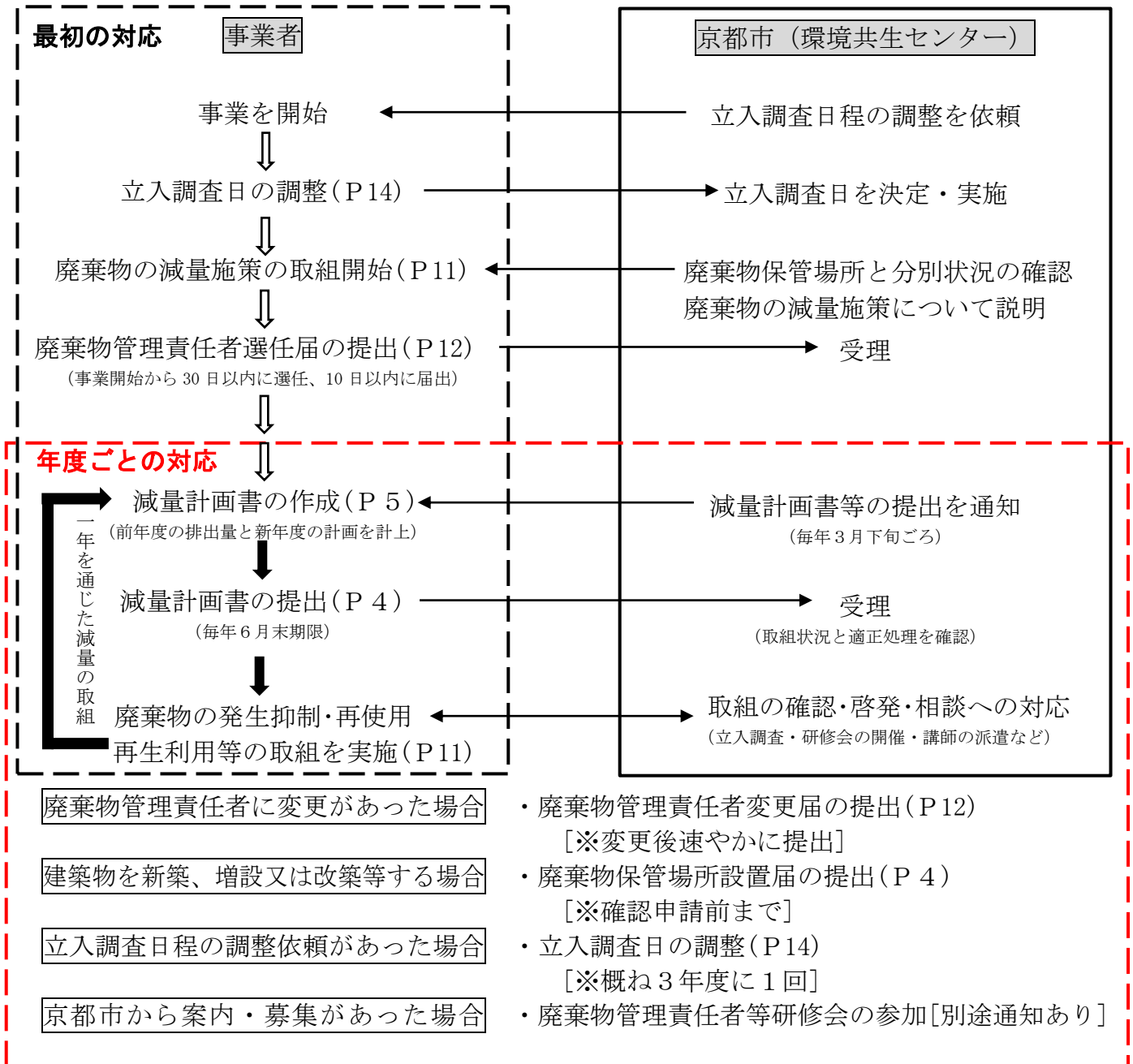
なお、届出に必要な様式は京都市情報館（ホームページ）を御参照ください。

京都市 事業用大規模建築物

検索



1 事務の流れ



2 事業用大規模建築物とは（定義）

1 対象となる建築物について

- 事業の用に供している部分の床面積の合計が、1棟で1,000平方メートル以上の建築物は、事業用大規模建築物に該当します。
- 休業・廃業などにより、事業の用に供していない(全く使用していない)部分の床面積は除きます。
- 住宅、アパートなどの居住用部分の床面積は除きます。
- 事業用と他の用途の共有部分（通路、階段、機械室など）がある場合は、事業用の床面積に算入します。
- 専ら産業廃棄物を排出する工場等は除きます。
- 従来は対象でなかった建築物が、増改築や用途変更等の結果、事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上となった場合は、対象建築物となります。

2 対象事業所の単位について

- 「事業用大規模建築物」は「棟」を単位とします。所有者が同じであっても、棟が異なれば個別に取り扱います。ただし、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の保管及び処理が一体的に行われる複数の対象建築物は、1棟の対象建築物として取り扱う場合があります。
- 同一敷地内に「事業用大規模建築物」の他に建築物が存在し、廃棄物の保管及び処理が一体的に行われている場合は、「事業用大規模建築物」と合わせて、指導対象として取り扱う場合があります。

3 事業用大規模建築物の所有者について

その建築物の所有権を有する者をいいます。ただし、以下の場合も所有者とみなします。

- (1) その建築物が共有又は区分所有である場合の、管理組合の代表者
- (2) その建築物が共有又は区分所有である場合であって、管理組合が構成されていない場合、その共有者又は区分所有者から選ばれた代表者
- (3) その建築物の全部を賃借その他の理由により、事実上占有している者
- (4) その建築物の所有者から、その建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

4 廃棄物保管場所の設置基準等

事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物を保管するために必要な規模の保管場所を設置するよう努める必要があり、また、次の各号に掲げる基準を満たさなければなりません。

- (1) 収集車両の横付けが可能であること。ただし、これにより難しい場合は、他の方法により、収集車両への積込み作業が安全、かつ、効率的に行われる位置に設置されていること。
- (2) 保管場所への収集車両の進入路が収集車両の進入に支障のない構造であること。
- (3) 事業用大規模建築物の規模、業種、事業系廃棄物の回収間隔、再生利用をする事業系廃棄物の品目等を十分考慮して、予測される排出量を保管することができる広さであること。
- (4) 保管場所において分別作業を行う場合にあっては、当該作業を行う広さがあること。
- (5) 事業系廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、若しくは悪臭を発生し、又は事業系廃棄物に雨水が流入しないように必要な措置が講じられていること。
- (6) 原則として、洗浄設備及び排水設備を設けること。
- (7) 収集車両への積込み作業の安全を確保するために、照明等必要な措置が講じられていること。
- (8) 再生利用をする事業系廃棄物と再生利用をしない事業系廃棄物を同一の保管場所に保管する場合は、それぞれの事業系廃棄物が混合しないように区分することができること。
- (9) 再生利用をする事業系廃棄物の保管場所は、必要に応じて間仕切り又は柵を設置すること等により、品目ごとに分別して保管できるようにすること。
- (10) 新聞、ダンボール等の可燃物の保管場所は、防火対策に十分留意すること。
- (11) 特別な管理が必要な事業系廃棄物については、別に保管場所を確保すること。
- (12) 事業用大規模建築物の敷地外の場所に保管場所を設置しようとするときは、別途協議すること。

3 提出が必要な書類・提出方法や届出先

■ 事業用大規模建築物に該当する場合

○ 事業用大規模建築物減量計画書（〔要綱〕第5号様式）

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物の種類ごとの発生量や再生利用の方法、発生抑制等に係る取組などについて、前年度の実績と今年度の見込みを取りまとめた「事業用大規模建築物減量計画書」を作成し、提出しなければなりません（提出期限：毎年6月30日）。

事業用大規模建築物減量計画書の作成は、計画書作成支援ツール「提出用エクセルA」（エクセルファイル）で作成し、メールで御提出ください。

「提出用エクセルA」について、作成動画もありますので、以下の本市HP <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000350505.html> を御覧ください。



■ 新たに事業用大規模建築物となった場合

○ 事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届（〔規則〕第5号様式）

事業用大規模建築物の新築等を行う建築主は、その建築物から排出される廃棄物の種類、発生量の見込み、発生抑制等の方策に関する事項等の減量計画を作成し、提出しなければなりません。また、その建築物に十分な大きさと設備を持ち、廃棄物と再生利用可能物を分けて保管するための場所を設置し、届け出なければなりません。

なお、増改築等により、要件を満たした場合は当該届を提出する必要があります。

（提出期限：概ね、建築確認申請の1週間前まで）

○ 廃棄物管理責任者選任届（〔規則〕第3号様式）

対象となる建築物ごとに、建築物全体から排出される廃棄物の管理を行い、廃棄物の減量や適正処理等の指導、啓発の役割を担う「廃棄物管理責任者」を1名選任し、届け出なければなりません。（提出期限：選任の日から10日以内）

■ 人事異動などで廃棄物管理責任者が交替した場合

○ 廃棄物管理責任者変更届（〔規則〕第4号様式）（提出期限：変更後、速やかに）

提出方法・提出先

■ 電子メールで御提出ください。

※ 事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届は、事前相談のうえ、直接窓口に御持参ください。

※ 電子メールでの御提出が困難な場合は、郵送、FAX又は窓口に御持参ください。

■ 提出部数：1部

控えは交付しませんので、お手元にコピー等を保存してください。受領印については、本市からの受領メールに代えさせていただきますので御了承ください。

北区、上京区、左京区、中京区及び右京区の建築物については、
北部環境共生センター
〒606-8511
京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2 左京区総合庁舎2階北側
TEL：075-701-9800
FAX：075-701-9810
メール エル
・減量計画書提出用:hokubu-shigen@city.kyoto.lg.jp
・その他届出用:hokubukkc@city.kyoto.lg.jp

東山区、山科区、下京区、南区、西京区及び伏見区の建築物については
南部環境共生センター
〒601-8444
京都市南区西九条森本町62番地の1
TEL：075-671-0511
FAX：075-671-0322
メール エル
・減量計画書提出用:nambu-shigen@city.kyoto.lg.jp
・その他の届出用:nambukkc@city.kyoto.lg.jp

4 事業用大規模建築物減量計画書の作成方法について

作成の手順

1 ごみの排出量を把握する。年間を通じて把握しましょう。(詳しくは9ページ参照)

<把握方法>

- 重量の実測
- 容積の実測 (袋の容量×個数から算出、ポリバケツやごみ容器からの算出)
- 廃棄物処理業者・再資源化業者などからの聞き取り・報告
- 購入量からの推計 (新聞、コピー用紙など)

2 ごみの処理先を確認する。

チェック!

■ 廃棄物の種類ごとに収集運搬業者等を確認する。

※ 自己処理 (処理施設への自己搬入、生ごみ処理機の使用など) の場合は、その方法や処理実績も確認しましょう。

■ 廃棄物の種類ごとに運搬先や処理・再資源化方法なども確認する。

3 前年度の排出抑制・再資源化の取組状況を確認する。

◎ 普段の記録が大切です。

4 今年度の排出抑制・再資源化の取組内容を検討する。

◎ 前年度の実績をもとに、ごみ減量が可能な点を検討します。

チェック!

■ 発生量の多い廃棄物の種類を確認し、発生抑制方法を検討する。

■ 再資源化率の低い廃棄物の種類を確認し、再資源化方法を検討する。

5 今年度の発生抑制量・発生量・再資源化量等の見込みを算出する。

今年度の事業の見通しを踏まえて、廃棄物の種類ごとの発生量の見込みを算出します。

コラム

減量計画書を作成するメリット

減量計画書を作成することにより、ごみ量の把握など廃棄物管理を促進することができ、ごみ量の削減につながります。ごみ減量による処理費用の軽減や社会的評価の向上につながる場合もあります。

減量計画書作成に当たって

産業廃棄物については、原則としてこの減量計画書の対象としていませんが、飲料用の缶・びん・ペットボトル、廃食用油、プラスチック類については記入していただくこととしています。

前年度の発生量等の実績を記入してください。

【量の把握方法】
1. 重量の実測 2. 容積の実績
3. 回収委託業者からの報告・聞取り
4. 購入量に基づく把握 5. その他
から選択してください。

【処理方法】
以下の一覧から選んでください。
再生利用量が「0」の場合、記入不要です。

【前年度の廃棄物の発生量等の実績】
1 事業系一般廃棄物の発生量等の実績

2025年度 4月～3月の実績	発生量	再生利用量	廃棄量	量の把握方法 ※6	処理方法	
	(A+B)	(A)	(B)		再生利用の方法等※7	主な処理施設等
燃やすごみ※1	152.31		152.31	3		
再生利用可能なもの ※5	ダンボール	251.81	250.31	1.50	3	紙製品(OA用紙・ダンボール等) 古紙卸売業者・問屋
	その他古紙※2	551.71	550.51	1.20	3	紙製品(OA用紙・ダンボール等) 古紙卸売業者・問屋
	その他雑がみ※3	131.31	130.21	1.10	3	紙製品(OA用紙・ダンボール等) 古紙卸売業者・問屋
	生ごみ※4	0.30	0.00	0.30	2	飼料化 その他の施設
合計	1,087.44	931.03	156.41	再生利用率(A/(A+B)) (%)		85.6

注 小数点以下第2位(小数第3位を四捨五入)まで記入してください。
※1 燃やすごみ…たばこの灰殻、使用済みのアイッシュペーパー、床掃除のごみ、汚れ等により再生利用できない紙など
注 プラスチック類は、全て産業廃棄物なので、燃やすごみの数量には含まないでください。
※2 新聞、雑誌、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙
※3 チラン・カタログ、紙箱、封筒・はがき、紙製包装紙、紙袋など
※4 食べ残し、調理くず、魚アラなど
※5 剪定枝・枯れ草、古布、紙おむつなど一般廃棄物で再生利用しているものがある場合は、「生ごみ」下の空欄に具体的な品目を記載
※6 量の把握方法:【1 重量の実測、2 容積の実績、3 回収委託業者からの報告・聞取り、4 購入量に基づく把握、5 その他】から選択。
実測については、サンプル測定による推計も含む。また、テナント店舗に係る把握が困難な場合、把握可能な店舗の実績に基づく推計値でも可
※7 再生利用量が「0」の場合、記入は不要です。

2 産業廃棄物(20種類)のうち以下のものの発生量等の実績

2025年度 4月～3月の実績	発生量	再生利用量	廃棄量	量の把握方法 ※6
	(A+B)	(A)	(B)	
缶				
びん				
ペットボトル				
プラスチック類(ビニール、弁当ガラ等)	2.10		2.10	0.00 3
廃食用油				
合計	2.10		2.10	0.00

注 小数点以下第2位(小数第3位を四捨五入)まで記入してください。

【備考】その他、記載することがあれば、記入してください。

ダンボール/その他古紙
その他の雑がみ

＜主な再生利用の方法等＞
・紙製品
・固形燃料(RPF等)
・その他

＜主な処理施設等＞
・古紙卸売業者・問屋
・製紙工場
・自己処理
・その他

生ごみ

＜主な再生利用の方法等＞
・肥料化
・飼料化
・減量化
(機械による脱水、乾燥、発酵等)
・その他

＜主な処理施設等＞
・自己処理(コンポスト等)
・イガ再資源
・植田油脂
・エム・シー・エス
・関西再資源ネットワーク
・京都有機質資源(エコの森京都)
・京北バイオガス化施設
・大栄工業
・日映志賀
・日野ドリームファーム
・水口テクノス
・リサイクルセンター
・その他の施設

「缶・びん・ペットボトル」の回収委託業者が「ベンダー回収」の場合、発生量や量の把握方法の記入は不要です。

【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】

各項目の前年度実績及び今年度計画について、以下の選択肢の中から適するものを記入してください。

【実績の選択肢】< >内は実施の程度(実施率)の目安(区分3を除く)
S=徹底して実施<ほぼ全て>、A=おおむね実施<8割程度以上>、B=ある程度実施<半分程度以上>、C=一部実施<半分程度未満>、D=未実施、- =該当なし
【計画の選択肢】前年度(実績)との比較に基づいて選択
◎=強化・新たに実施、○=同様に実施、△=一部休止・一部廃止、×=休止・廃止・未実施、- =該当なし

区分等	実施状況(実績及び計画)	
	実績	計画
区分1 基本的対策	(1) 再生利用可能な紙※の分別(※新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙、機密書類、シュレッダー紙、その他雑がみ)	S ○
	(2) 生ごみの分別	C ○
	(3) プラスチック類(ペットボトルを除く)の分別	A ◎
	(4) 缶・びん・ペットボトルなど、その他の分別	S ○
	(5) ごみ箱、ごみ保管場所での分かりやすい分別表示	S ○
	(6) 部署やテナント別の分別状況の把握(袋への部署名の記載など)	C ○
	(7) 事業所から出るごみの種類・量の把握	A ○
	(8) ごみ減量・リサイクル率などの目標設定	D ◎
区分2 事業所内(従業員スペース)での対策	(1) 従業員スペースでの適切な分別ごみ箱の設置(個人用のごみ箱を置かないなど)	B ◎
	(2) OA用紙の使用量(購入量)の把握と削減目標の設定	C ○
	(3) ペーパーレス化、両面印刷、裏紙利用などの推進	C ◎
	(4) 従業員のマイボトル・マイカップ利用の推進(ウォーターサーバーの設置など)	D ×
	(5) リサイクル素材を使った文具・物品の積極的な利用	C ○
	(6) 納品業者等に対する包装材の簡素化や通い箱の使用依頼	D ×
	(7) 廃棄予定物品の情報を事業所内で共有し、必要な部署等で再利用	B ◎

選択肢の目安をもとに、実績と計画を記入してください。

(この実施率は、あくまでも目安ですので、担当者の主観に基づき、選択してください。

※該当がない項目は、「-」を記入してください。

(6) |/メニアイ用品持参の呼び掛け

【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど

注1 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用をいいます。
注2 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。
注3 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

<業種分類表>

業種分類	主たる業種分類の詳細	業種分類	主たる業種分類の詳細
製造業	食料品	金融業、保険業、建設業	金融業
	繊維、皮革製品、木製品、家具		保険業
	紙製品、印刷、プラスチック	不動産業、物品賃貸業	建設業(設備工事業を含む)
	化学工業製品		不動産業、物品賃貸業
	鋼鉄・非鉄金属・金属製品		テナントビル(事務所関連)
	機械器具(電気・電子部品・デバイス・電子回路・情報通信・業務用等)		テナントビル(飲食関連)
	その他の製造業		テナントビル(物品販売関連)
情報通信業	電気通信業、放送業、広告制作業	宿泊業、飲食サービス業	テナントビル(複合)
	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業		テナントビル(その他)
運輸業、郵便業	その他の情報通信業	生活関連サービス業、娯楽業	ホテル・旅館
	鉄道業(駅を含む)		簡易宿所
			道路旅客運送業
		道路貨物運送業、郵便業	その他の宿泊・飲食サービス業
		沿海旅客海運業、内陸水運業	結婚式場業
その他の運輸・郵便業	葬儀業		
卸売業	繊維・衣服・身の回り品	学校、社会教育、学習支援業	娯楽業
	飲食料品		大学
	機械器具		学校教育(大学・幼稚園・こども園を除く)
	その他の卸売業		社会教育(公民館・図書館・美術館・博物館・動物園等)
小売業	百貨店	医療、福祉、幼稚園、宗教	学習支援業、その他の事業所
	総合スーパーマーケット		医療業
	食料品スーパーマーケット		高齢者福祉
	ドラッグストア・コンビニエンスストア・均一価格店		障害者福祉
	その他食料品・飲料小売業	児童福祉(保育所等)・幼稚園・こども園	
	ホームセンター・家具・電気機械器具小売業	宗教	
	衣服・靴・スポーツ用品	社会保険・社会福祉その他の事業所	
	自動車(二輪含む)・自転車	公務事務所・事業所	国関係
	その他の小売業		府関係
			市関係
		その他の事業	

<許可業者等一覧(50音順)>

アイリンク	木村商店	高島商店	松本商店
AQUAレインボー	京都エコクリエイト	タカノ	丸加清掃
アサヒコーポレーション	京都環境衛生	高野清掃	丸富産業
五十嵐商店	京都環境事業	竹之内運送	森商店
泉原商店	京都有機質資源	立川清掃	安田産業
市川商店	キョウリード	タナカクリンアップ	ヤマネ
岩本商会	クリーンサービスシンカワ	辻克商店	山根商店
ウエグチ興産	グリーンテクノ	辻商店	山文
上田清掃	グローバルクリーン	つじもと商事	山本清掃
植田油脂	KEC cleans	ティー・エム・ティー	吉川産業
内海興業	小坂産業	テックス・カンポ	ラゴ
エイジェック	小西清掃	中川商店	ランナーズ
エコティック山根商店	ZION	ナプラス	れおイレブン
エヌズトランス	サカエ産業	西山産業	その他の収集運搬業者
鴨東産業	三協清掃	新田産業	古紙回収業者が回収
オカムラ産業	三星産業	日本ウエスト	廃食用油回収業者が回収
カネムラ	サント	パッカーズ	各施設に自己搬入
河岸商店	下屋敷商店	日野ドリームファーム	自己の施設・機器で焼却、再資源化等
川崎環境開発興業	新関西テクニカ	平塚商事	
河原商店	真生コーポレーション	伏見クリエイト	バンダー回収
神崎商店	大工商店	フロムメンテナンス	その他
木下カンセー	大剛	ホームケルン	
木下商店	大和興産	松田商店	

5-1 ごみ発生量の把握方法

1 はじめに

事業用大規模建築物減量計画書を作成するには、まずごみの発生量を把握する必要があります。経費削減を考えるときに支出内容を検討するように、ごみを減らすときにも、どこから、どのようなごみが、どのくらい排出されていて、どのような方法で、どのようにリサイクルが行われているかなど、できるだけ正確に把握しましょう。ごみの発生量や排出状況を把握することが、ごみ減量の第一歩です。

2 ごみの排出量の把握方法

ごみ発生量の把握方法

- | | | |
|-------------------------------|--------------|---------------------------------------|
| (1) 実測方法 | ア 重量の実測による把握 | ごみ置き場での重量実測 |
| | イ 容積の実測による把握 | ごみ袋の個数による把握
コンテナボックスやポリバケツの個数による把握 |
| (2) 許可業者・再資源化業者から聞き取る方法 | | |
| (3) 購入量からの推計による方法（コピー用紙や新聞紙等） | | |

(1) 実測方法

ア 重量の実測による方法

保管場所に体重計やばね式はかりと記録用紙を用意しておき、ごみをごみ置き場を持ってくるたび、又は束ねたり梱包したりするたびに、重量を測定し記録します。さらに、部署やごみの種類によって、バーコードを決めパソコンで管理している例もあります。

【具体的な発生量の把握方法】

重量を測定するためには、計量器が必要です。オフィスごみなど軽いごみ为中心であれば、10kg程度まで測ることができるばね式はかりで、ごみ袋を引っ掛けて測定することができます。また、厨芥類（生ごみ）など重いごみを測定する場合は、台はかりを使用するほか、体重計を利用することもできます。測定者がごみを持って体重計に乗り、ごみを持たずに乗った場合との差を求めると簡単です。

測定した結果は、その都度記入するのが効率的かつ確実ですので、計量器とともに記録用紙を備え付けておくと便利です。

【記入用紙の例】

投入日	時刻	重量 (kg)	テナント名・部署名	ごみの種類	記入者
○日	00:00	00kg	総務部	燃やすごみ	●● ●●

イ 容積の実測による方法（容積から重量へ換算する係数を使用）

ごみの排出前に、ごみ袋の数や保管容器の数を数え、その容量を記録します。業種ごとのごみの換算係数を用いて重量を推計します。

【具体的な発生量の把握方法】

容積を実測し、重量に換算する方法は、ごみ保管場所におけるごみ袋やポリバケツ等の1個当たりの容量と詰まり具合を把握して、これに排出個数を掛けて総発生容積を求め、さらに重量換算係数を乗じて総重量を推計する方法です。

$$\boxed{\text{ごみの容積 (リットル} \cdot \text{m}^3)} = \boxed{\text{容器} \cdot \text{袋の容量 (リットル} \cdot \text{m}^3)} \times \boxed{\text{容器} \cdot \text{袋の数}} \times \boxed{\text{詰まり具合}}$$

$$\boxed{\text{ごみの重量 (kg} \cdot \text{トン)}} = \boxed{\text{ごみの容積 (リットル} \cdot \text{m}^3)} \times \boxed{\text{重量換算係数}}$$

【発生量算出例】 事務所

1日当たり、45リットルの袋で15個出ており、それぞれの袋が概ね8割ぐらい詰まっており、事務所の重量換算係数が0.07の場合
 45リットル×15個×0.8(詰まり具合)=540リットル
 540リットル×0.07(重量換算係数)=約38kg
 年間250日営業していれば、
 38kg×250=約9.5トン

業種別重量換算係数（1リットルあたり）

業種	重量換算係数
建設業	0.12
製造業	0.24
卸売業	0.14
小売業	0.15
百貨店・スーパー	0.21
コンビニエンスストア	0.11
飲食店	0.18
ファーストフード	0.19
レストラン・食堂	0.21
喫茶等軽食・居酒屋	0.16
事務所	0.07
サービス業	0.15
ホテル・旅館	0.15
病院	0.14
老人ホーム	0.23
幼稚園等、小中高等学校	0.12
専門学校・大学	0.20
集客施設（駅、パチンコ店等）	0.09
作業的サービス業	0.08
家庭向けサービス業	0.10
全項目合計	0.15

H30～R6年度業者収集ごみ細組成調査結果から設定

(2) 許可業者・再資源化業者から聞き取る方法

契約している許可業者や再資源化業者から聞き取るほか、伝票などがあれば、それをもとに把握します。

(3) 購入量からの推計による方法

コピー用紙や新聞紙など、購入量と排出量が概ねつり合うと考えられるものは、購入量を排出量とみなして推計することもできます。

【具体的な発生量の把握方法】

年間の購入数量を伝票等から集計し、それぞれの品目ごとに単位数量当たりの重量を掛けて発生量を求めます。単位数量当たりの重量は実測に基づくほか、以下の例を御参考としていただくこともできます。

【いろいろな方法による発生量算出例】

※値は一例であり、商品によって重量が異なります。

「新聞紙」	朝夕刊に折り込み広告も含め、1紙	1箇月で約10kg	
「コピー用紙」	紙質により異なりますが、A4判 2, 500枚	で約11kg	
	B4判 2, 500枚	で約17kg	
（A3判やB5判はこれを基準に2倍や1/2で推定できます。）			
「飲料容器」	《空きびん》	ビール大びん 475g/個	
	《空き缶》	アルミ缶（350ml）	16g/個
		スチール缶（350ml）	28g/個
	《ペットボトル》	500ml	23g/個
		2リットル	42g/個
《紙パック》	500ml	19g/個	
「廃食用油」	18リットル缶ひとつ	当たり約15kg	

3 正確にごみの量を測るためには

正確にごみ発生量を測るためには、毎日排出されるごみを実測することが望ましいですが、実測が困難な場合もあります。制約のある中で、より正確にごみ発生量を測定していくうえでのポイントを挙げました。

(1) 測定時期の工夫

例えば宿泊施設では、季節や曜日により客数の変動があり、それに伴ってごみの発生量が増減します。このように事業活動の特性に応じてごみ発生量が増減する場合、例えば毎月1週間程度ずつ測定し、その平均値から年間の発生量を推計する方法があります。また、春夏秋冬それぞれについて平日と休日各1日分、合計8回測定するなど、通年の発生量を推計できるような測定方法を工夫してください。

(2) 保管場所での分別保管

廃棄物の発生量を減らし、リサイクル率を改善するためには、廃棄物保管場所での分別保管が重要です。分別保管は、ごみの種類別発生量を測定するためにも効率的です。廃棄物の種類ごとに保管場所を区分し、種類に応じた容器などを使用することにより、種類ごとの発生量の把握が容易になります。

(3) 発生場所での量の把握

ごみが発生した場所で分別されていれば、ごみの種類別発生量の把握は容易です。厨房から排出されるごみを例にとると、調理くずや食べ残し等の厨芥類、ダンボール、トロ箱といったごみが発生しますので、これらを分別し、その場で量を把握して、他のごみと混ぜずに保管すれば、種類別発生量を把握しやすくなります。

(4) ごみの保管日数に注意

例えば「厨芥類は毎日収集しているが、古紙類は月1回収集」といった場合など、ごみの種類によって保管する日数が異なることがあります。1回分の排出量を測定するだけでなく、終業時のごみの量を記録するなどして、それが何日分の発生量に当たるのかを考慮し、年間の発生量を算出します。

5-2 発生抑制等の取組事例

1 ごみ減量&資源循環のための指針・事例集

具体的な取組内容や事例は、「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」に掲載しています。

この指針・事例集では、事業者の皆様には是非、実践していただきたい取組や、市内の事業所で実践されている具体的な優良事例等を取りまとめ、減量計画書の「廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画」の項目と連動させています。

掲載している取組や事例は、小売業や飲食業、宿泊業などの業種別に、各事業所の取組状況に合わせて役立てていただける内容を掲載し、コスト削減や収益率アップ、事業者のイメージアップなど経営上のメリットとも合わせて、紹介していますので参考にしてください。

○京都市情報館のホームページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kanky/page/0000349586.html> を御覧ください。



2 2R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定制度及び表彰制度

市内全ての事業所を対象に、ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組んでいる事業所を「2R（※）及び分別・リサイクル活動優良事業所」に認定しており、認定した事業所には、認定証や優良事業所バナーを交付し、本市ホームページ等で紹介しています。

また、「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の中から、2R又はリサイクルの推進に当たり、独自性がある、先進的であるなど、特に優れた取組を行う事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良賞」として、年度ごとに表彰します。

※ 必要以上にごみになるものを作らない・買わない「リデュース(発生抑制)」と繰り返し使う「リユース(再利用)」

○京都市情報館のホームページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kanky/page/0000311972.html> を御覧ください。



3 事業所で活用できるごみ減量・分別ツール

事業所内で活用できるごみの分別表示（燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、雑がみ、プラスチック類など）や、リサイクル可能な紙類とリサイクルに向かない紙をイラストで説明した雑がみ図鑑など本市で作成しているツールも御活用ください。

○京都市情報館のホームページ

<https://kyoto-kogomi.net/downloads/> を御覧ください(ダウンロードもできます)。



6 廃棄物管理責任者について

- 事業用大規模建築物の所有者は、その建築物ごとに廃棄物管理責任者を選任する必要があります。(条例第22条第1項)
- 廃棄物管理責任者を選任・変更したときは、届出が必要です。(条例第22条第2項)

1 廃棄物管理責任者の選任について（要綱第6条第1項、第2項）

事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物ごとに、廃棄物管理責任者を選任しなければなりません(事業用大規模建築物を事業の用に供した日(又は該当することとなった日)から30日以内に選任)。

2 廃棄物管理責任者の役割について（要綱第6条第3項）

- (1) 事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の種類、発生量、処理の方法等の把握
- (2) 事業用大規模建築物の占有者、利用者等に対する事業系廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による減量のための啓発及び指導
- (3) 廃棄物保管場所の管理
- (4) 事業用大規模建築物の所有者、占有者、廃棄物処理業者等、関係者との連絡及び調整

3 廃棄物管理責任者選任届・廃棄物管理責任者変更届について（規則第6条第2項、第3項）

- 廃棄物管理責任者選任の日から10日以内に「廃棄物管理責任者選任届」を提出してください。
- 廃棄物管理責任者に変更があった場合は、速やかに「廃棄物管理責任者変更届」を提出してください。

廃棄物管理責任者の選定にあたって

廃棄物管理責任者には、当該建築物全体における廃棄物の減量や適正処理など、廃棄物の管理について責任と権限を有する方を選任してください。(部長・課長・支配人等)

また、廃棄物管理責任者の方には、「事業用大規模建築物減量計画書」の作成に関する事務や、廃棄物の管理に関する関係者（所有者、占有者、ビルメンテナンス業者、ビル清掃業者、資源回収業者、市等）との連絡・調整、立入調査の際の立会などを行っていただきます。

<記入例>

京都市整理欄	
--------	--

第3号様式(第6条関係)

廃棄物管理責任者選任届

(宛先) 京 都 市 長	〇〇年 〇月 〇日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 〒604-0925 京都市中京区上本能寺前町〇〇番地	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 減量商事株式会社 代表取締役 減量太郎 電話 213-〇〇〇〇

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第1項の規定により届け出ます。

建 築 物	名 称	減量商事株式会社 第二ビル	対象となる建築物について記入してください。
	所 在 地	〒604-0924 京都市中京区一之舟入町〇〇番地	部署・役職名も記入してください。
廃棄物管理責任者	氏 名	減量商事株式会社 総務部 総務課長 京都一郎	普段、廃棄物管理責任者に連絡が取れる住所・電話番号を記入してください。
	住 所	〒604-0924 京都市中京区一之舟入町〇〇番地 電話 213-〇〇〇〇	
	建築物の所有者との関係	減量商事株式会社 従業員	廃棄物管理責任者が所有者と異なる場合、どのような立場の方かわかるように記入してください。
	選 任 の 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日	

京都市整理欄	
--------	--

第4号様式(第6条関係)

廃棄物管理責任者変更届

(宛先) 京 都 市 長	〇〇年 〇月 〇日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 〒604-0925 京都市中京区上本能寺前町〇〇番地	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 減量商事株式会社 代表取締役 減量太郎 電話 213-〇〇〇〇

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条第2項の規定により届け出ます。

建 築 物	名 称	減量商事株式会社 第二ビル	対象となる建築物について記入してください。
	所 在 地	〒604-0924 京都市中京区一之舟入町〇〇番地	
変 更 の 年 月 日		〇〇年 〇月 〇日	
変 更 の 内 容	変 更 前	減量商事株式会社 総務部 総務課長 京都一郎	
	変 更 後	減量商事株式会社 総務部 総務課長 循環良子	変更があった事項について記入してください。

7 立入調査・改善勧告・公表・受入れ拒否について

立入調査（条例第57条第1項）

事業用大規模建築物における廃棄物の減量・再資源化について、「事業用大規模建築物減量計画書」等に基づいて、必要に応じて個別に訪問し、立入調査をすることがあります。日頃から関係書類を整備していただき、立入調査の際には、廃棄物管理責任者の方の立会をお願いします。

■ 調査内容

- 「事業用大規模建築物減量計画書」の記入内容の確認及び実態との整合性の確認
- 廃棄物の分別及び保管状況の確認
- 廃棄物の減量及び再資源化に関する取組状況

改善勧告（条例第27条第1項）

事業用大規模建築物の所有者や建築主が、条例で義務付けられている書類（「事業用大規模建築物減量計画書」、「廃棄物管理責任者選任届」、「事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届」等）を提出しない場合や、廃棄物の減量・再資源化が適正に行われていないと認めるときは、必要な措置を講じるよう文書による改善勧告を行います。

改善勧告を受けた所有者又は建築主は、改善内容に従って必要な措置を講じ、措置完了後速やかに、措置完了届を提出しなければなりません。

公表（条例第27条第2項）

勧告を受けた者がその勧告に従わなかった場合は、建築物の名称・所在地、所有者の氏名・住所、勧告の内容等を公表します。

公表は京都市公報に登載することにより行い、公表に当たっては、あらかじめその建築物の所有者に通知します。

受入れ拒否（条例第28条）

勧告、公表を行った後においても事業用大規模建築物の所有者又は建築主が勧告に従わない場合は、その建築物から排出される一般廃棄物の、本市が設置する一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することがあります。受入れ拒否については、あらかじめその建築物の所有者に通知します。

コラム

廃棄物の処理に関して

- ・ 事業所のごみは、家庭ごみの収集に排出することはできません。廃棄物の処理を委託する場合、廃棄物処理の許可を得ている業者や、法令により同様に廃棄物の処理を業として行うことができる者であって、委託しようとする種類の廃棄物の処理が、その事業の範囲に含まれている者に委託しなければなりません。
例) ① 廃棄物収集運搬許可業者
② 専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、空き缶、びん、古布）のみの処理を業として行う者 等
- ・ 事業所内で従業員の飲食に伴い排出したごみは、事業ごみとして適正に分別処理しなければなりません。飲料容器などの資源ごみや、容器包装などのプラは厨芥類（生ごみ）等と分別排出してください。
- ・ 京都市のごみ処理施設で受け入れる一般廃棄物については、不適物混入防止のため、ごみ袋は透明袋（無色透明又は白色透明）に限定しています。

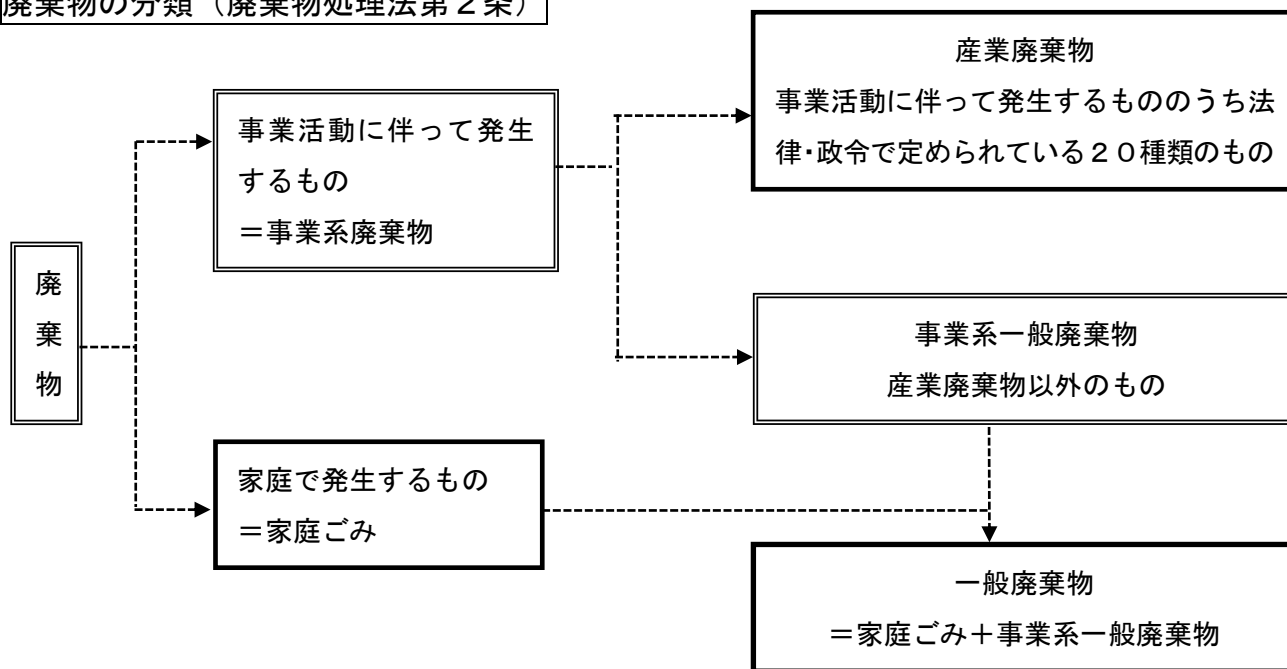
8 廃棄物の分類について

廃棄物とは（廃棄物処理法第2条）

「廃棄物処理法」では、『「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不用物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう（第2条）』と定義されています。

また、「廃棄物とは、占有物が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったもの（S46.10.25環整45通知）」とされています。

廃棄物の分類（廃棄物処理法第2条）



（注）特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等を持つものは、「特別管理一般廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」として別に定められています。

特別管理一般廃棄物（廃棄物処理法施行令第1条）

一般廃棄物のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものとして、①感染性一般廃棄物、②廃家電製品に含まれるポリ塩化ビフェニルを使用する部品、③ごみ処理施設から生じたばいじん、④一般廃棄物の焼却炉（ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設）から排出されるもので、ダイオキシン類濃度が3 ng-TEQ/g を超えるばいじん、燃え殻等が定められています。

特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4）

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがある性状を有するものとして、廃油（燃焼しやすいもの）、廃酸・廃アルカリ（著しい腐食性を有するもの）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物が定められています。

産業廃棄物の種類と具体例（廃棄物処理法施行令第2条）

種類		具体例	
1	燃え殻	石炭殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭 等	
2	汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす等製造工程から出る泥状物 等	
3	廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、固形石鹼 等	
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液 等	
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石鹼廃液、自動車不凍液 等	
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロールくず、廃プラ容器 等	
7	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る（廃タイヤは廃プラスチック類）	
8	金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、半田かす、切削くず 等	
9	ガラスくず、 コンクリートくず* 及び陶磁器くず	空き瓶、板ガラスくず、陶磁器くず(れんが、瓦、タイル)、石膏ボード 等 コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝 等 (*コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)	
10	鉱さい	高炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物廃砂、不良鉱石、キューポラのノロ 等	
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片、その他これに類する不要物 等	
12	ばいじん	ばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの	
業種限定のあるもの			業種
13	紙くず	紙、板紙のくず 等	紙・紙加工品製造業、印刷出版業等
		新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず	建設業
14	木くず	貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材（業種指定なし）	
		木製家具 等	物品賃貸業
		木材片、おがくず、バーク類	木材・木製品製造業、パルプ製造業 等
15	繊維くず	新築、改築、増築、除去等に伴う木くず	建設業
		木綿、羊毛等の天然繊維くず	繊維工業（縫製を除く）
		新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず	建設業
16	動植物性残さ	のりかす、醸造かす 等	食料品、医薬品製造業 等
17	動物系固形不要物	牛、豚・食鳥等の不可食部分等の不要物	と畜場、食鳥処理場
18	動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿	畜産農業、畜産類似業
19	動物の死体	牛、馬、豚、にわとり等の死体	畜産農業、畜産類似業
20	政令第13号廃棄物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの（コンクリート固型化物等）	

注) 13～19の廃棄物は、限定された業種から排出される廃棄物のみ「産業廃棄物」となります。

9 関係法令について

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

（罰則）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（中略）

六 第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の二第七項、第七条第十四項、第十二条第六項、第十二条の二第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抄）

（事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

第四条の四 法第六条の二第七項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

3 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用（以下「発生抑制等」という。）の促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持（以下「廃棄物の減量等」という。）を図るために必要な事項を定めることにより、循環型社会（循環型社会形成推進基本法第2条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、単独で又は共同して、自らの責任において適正に事業系廃棄物（事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。以下同じ。）を処理するほか、自主的に廃棄物の減量等に取り組むとともに、廃棄物の減量等に関し本市の施策に協力しなければならない。

（事業者が行う廃棄物の減量）

第8条 事業者は、その事業活動に際して、紙又は紙製品及び使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制すること、再生品を使用すること、古紙その他の紙又は紙製品が廃棄物となったもの、金属くず、廃プラスチック類等の再生利用をすることができる廃棄物（以下「再生利用可能廃棄物」という。）を分別すること等により、事業系廃棄物の発生抑制等の促進に努めなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者の減量義務）

第20条 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が別に定める面積以上であるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者（区分所有に係る事業用大規模建築物にあっては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。以下同じ。）は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の発生抑制等により、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者の減量計画）

第21条 事業用大規模建築物の所有者は、毎年1回、別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた所有者に係る事業系廃棄物の減量に関する計画（以下「事業用大規模建築物減量計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 当該建築物から排出される事業系廃棄物に関する次に掲げる事項

ア 種類

イ 発生量の見込み

ウ 発生抑制等の方策

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 事業用大規模建築物の所有者は、事業用大規模建築物減量計画に従って、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

（廃棄物管理責任者）

第22条 事業用大規模建築物の所有者は、事業用大規模建築物減量計画の立案、事業用大規模建築物減量計画に基づく事業系廃棄物の減量に関する業務その他事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、別に定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

2 前項の所有者は、廃棄物管理責任者に変更があったときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業用大規模建築物の占有者の協力義務)

第23条 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の発生抑制等により、当該建築物の所有者が行う事業系廃棄物の減量に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物建築主の減量計画)

第24条 事業用大規模建築物の新築(建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより事業用大規模建築物とすることを含む。)、増築、改築又は移転(以下「新築等」という。)をしようとする者で別に定めるもの(以下「事業用大規模建築物建築主」という。)は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた新築等に係る建築物から排出される事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 新築等に係る建築物において行うことが予定される事業の内容

(2) 前号の建築物から排出される事業系廃棄物に関する次に掲げる事項

ア 種類

イ 発生量の見込み

ウ 発生抑制等の方策

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による書類の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる行為の前にそれぞれ行わなければならない。

(1) 当該建築物の新築等の計画が建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知(以下「確認申請等」という。)を要するものである場合 確認申請等

(2) 当該建築物の新築等の計画が確認申請等を要しないものである場合 当該新築等に係る工事の着手

(廃棄物の保管場所の設置)

第25条 事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、当該建築物、その敷地内その他適切な場所に、当該建築物から排出される事業系廃棄物を保管するために必要な規模の保管場所(以下「保管場所」という。)を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物建築主は、当該建築物、その敷地内その他適切な場所に保管場所を設置しなければならない。

3 事業用大規模建築物建築主は、前条第2項各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる行為の前に、別に定めるところにより、前項の規定による保管場所の設置に関する事項を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

第27条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第20条、第21条若しくは第22条の規定に違反していると認めるとき、事業用大規模建築物建築主が第24条若しくは第25条第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるとき、又は特定食品関連事業者が前条第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第2項の規定に違反していると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(事業系廃棄物の受入れの拒否)

第28条 市長は、前条第2項の規定による公表の後においても、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物建築主が、なお、同条第1項の規定による勧告に従わなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の本市が設置する一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

(事業者が排出する廃棄物の分別)

第38条 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物とを分別したうえ、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って一般廃棄物を排出し、及び処理しなければならない。

(立入調査等)

- 第57条 市長は、第40条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、占有者等、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

- 第58条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

4 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抄）

(事業用大規模建築物)

- 第4条 条例第20条に規定する別に定める面積は、1,000平方メートルとする。

(事業用大規模建築物の所有者の減量計画の作成及び提出)

- 第5条 条例第21条第1項に規定する事業用大規模建築物減量計画の作成及び提出は、毎年6月30日までに、別に定める様式により、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について行わなければならない。
- 2 前項の提出は、廃棄物の種類ごとの発生量、処理の方法等の明細その他別に定める事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

(廃棄物管理責任者の選任及び届出)

- 第6条 条例第22条第1項の規定による選任は、事業用大規模建築物（条例第20条に規定する事業用大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者が、当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内に、当該事業用大規模建築物の管理について責任を有する者のうちから行わなければならない。
- 2 条例第22条第1項の規定による届出は、同項の規定による選任の日から10日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第3号様式）により行わなければならない。
 - 3 条例第22条第2項の規定による届出は、廃棄物管理責任者の変更後速やかに、廃棄物管理責任者変更届（第4号様式）により行わなければならない。

(事業用大規模建築物建築主)

- 第7条 条例第24条第1項に規定する事業用大規模建築物建築主は、同項に規定する新築等をしようとする者で、当該新築等により生じ、又は増加する事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるものとする。

(事業用大規模建築物の新築等をしようとする者の減量計画の作成及び提出並びに事業系廃棄物の保管場所の設置の届出)

- 第8条 条例第24条第1項に規定する事業系廃棄物の減量に関する計画の作成及び提出並びに条例第25条第3項の規定による届出は、事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届（第5号様式）により行わなければならない。
- 2 前項の提出又は届出は、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - (1) 事業用大規模建築物の付近見取図及び各階平面図
 - (2) 条例第25条第1項に規定する保管場所に係る位置図、平面図及び立面図

5 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定める事業者報告書制度及び改善勧告等に関する要綱（抄）

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、以下の各号に掲げる者における廃棄物の発生抑制等を図るために必要な事項を定めるものとする。
- (2) 条例第20条に規定する事業用大規模建築物の所有者及び第24条第1項に規定する事業用大規模建築物建築主（以下「所有者等」という。）

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例及び規則において使用する用語の例による。

2 前項のほか、「事業者報告書制度」とは、条例第17条第1項に規定する報告書及び計画に係る制度、条例第21条第1項に規定する事業用大規模建築物減量計画に係る制度及び条例第26条第2項に規定する特定食品関連事業者に係る事業系廃棄物の減量に関する計画に係る制度の総称をいう。

(事業用大規模建築物の所有者の範囲)

第4条 事業用大規模建築物の所有者とは、その建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。

- (1) 事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 事業用大規模建築物の全部を賃借その他の理由により、事実上占有しているもの
- (4) 事業用大規模建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理にとどまらず、当該建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(事業用大規模建築物減量計画の作成及び提出)

第5条 規則第5条第1項に規定する別に定める様式は、事業用大規模建築物減量計画書（第5号様式）とする。

2 規則第5条第2項に規定する書類は、前年度の廃棄物の発生量等の実績（第2号様式）とする。

(廃棄物管理責任者の選任)

第6条 事業用大規模建築物の所有者は、1の事業用大規模建築物につき条例第22条第1項に規定する廃棄物管理責任者を1名選任しなければならない。

2 前項の選任に当たっては、廃棄物管理責任者が、同時に複数の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、その業務を遂行するに当たり、特に支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 廃棄物管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の種類、発生量、処理の方法等の把握に関すること。
- (2) 事業用大規模建築物の占有者、利用者等に対する事業系廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進による減量のための啓発及び指導に関すること。
- (3) 保管場所の管理に関すること。
- (4) 事業用大規模建築物の所有者、占有者、廃棄物処理業者等との連絡及び調整に関すること。

(廃棄物保管場所の設置基準等)

第7条 条例第25条第1項に規定する保管場所は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 収集車両の横付けが可能であること。ただし、これにより難しい場合は、他の方法により、収集車両への積込み作業が安全、かつ、効率的に行われる位置に設置されていること。
- (2) 保管場所への収集車両の進入路が収集車両の進入に支障のない構造であること。
- (3) 事業用大規模建築物の規模、業種、事業系廃棄物の回収間隔、再生利用をする事業系廃棄物の品目等を十分考慮して、予測される排出量を保管することができる広さであること。
- (4) 保管場所において分別作業を行う場合にあっては、当該作業を行う広さがあること。
- (5) 事業系廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、若しくは悪臭を発生し、又は事業系廃棄物に雨水が流入しないように必要な措置が講じられていること。
- (6) 原則として、洗浄設備及び排水設備を設けること。
- (7) 収集車両への積込み作業の安全を確保するために、照明等必要な措置が講じられていること。
- (8) 再生利用をする事業系廃棄物と再生利用をしない事業系廃棄物を同一の保管場所に保管する場合は、それぞれの事業系廃棄物が混合しないように区分することができること。
- (9) 再生利用をする事業系廃棄物の保管場所は、必要に応じて間仕切り又は柵を設置すること等により、品目ごとに分別して保管できるようにすること。
- (10) 新聞、ダンボール等の可燃物の保管場所は、防火対策に十分留意すること。

- (1) 特別な管理が必要な事業系廃棄物については、別に保管場所を確保すること。
- (2) 事業用大規模建築物の敷地外の場所に保管場所を設置しようとするときは、別途協議すること。

(改善勧告)

第9条 条例第18条第1項及び第27条第1項の規定による改善勧告は、改善勧告書（第7号様式）を条例第18条第1項各号に掲げる者、所有者等又は特定食品関連事業者に交付することにより行うものとする。

2 前項の改善勧告を受けた者は、その改善勧告に従い、市長が指定する期限までに必要な措置を講じるとともに、当該措置を講じたときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面により、その旨を市長に届け出なければならない。

(2) 所有者等 措置完了届（第9号様式）

(公表)

第10条 条例第18条第2項及び第27条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号ア～キに掲げる事項について、ホームページ（京都市情報館）に掲載することにより行うものとする。

(2) 所有者等

ア 建築物の名称及び所在地

イ 改善勧告に従わなかった所有者等の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

ウ 廃棄物管理責任者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

エ 改善勧告の内容

オ 改善勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限

カ オの期限までに必要な措置が講じられなかった事実

キ その他市長が必要と認める事項

2 市長は、公表に当たっては、あらかじめ次の各号に掲げる者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面により公表する旨を通知しなければならない。

(2) 所有者等 公表に関する通知書（第11号様式）

3 市長は、前項の通知をした日から相当期間経過後に公表する。

(受入れ拒否)

第11条 市長は、条例第28条の規定により受入れを拒否しようとするときは、あらかじめ、所有者等に対し、受入れ拒否通知書（第12号様式）により受入れを拒否することを通知するものとする。

<お問合せ先>

建築物が北・上京・左京・中京・右京区に所在する場合

<北部環境共生センター>

〒606-8511

京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2 左京区総合庁舎2階北側

TEL: 075-701-9800

FAX: 075-701-9810

建築物が東山・山科・下京・南・西京・伏見区に所在する場合

<南部環境共生センター>

〒601-8444

京都市南区西九条森本町62-1

TEL 075-671-0511

FAX 075-671-0322

産業廃棄物についてのお問い合わせは、京都市廃棄物指導課（075-222-3957）まで